

家族を扶養しなくなった時は 取消し手続きを忘れずに!

1 家族の就職 ✓

就職先で健康保険証が発行された



2 家族の収入が増加 ✓
(次の基準を超える場合)

60歳未満の方

月収108,334円以上または年間収入130万円以上

60歳以上の方または障がい年金を受給中の方

月収150,000円以上または年間収入180万円以上

3 家族が失業給付を受給 ✓
(次の基準を超える場合)

60歳未満の方

日額3,612円以上

60歳以上の方または障がい年金を受給中の方

日額5,000円以上

4 家族の結婚、離婚、死亡 ✓

本人(従業員)の収入で生活をしなくなった



5 別居家族への仕送りが基準を満たさなくなった ✓

- 仕送り額が別居家族の収入額(年金を含む)より少なくなった
- 毎月仕送りをしなくなった
- 手渡しした

このような場合には**必ず5日以内に「健康保険被扶養者(異動)届」の提出**とその方の**健康保険証を返納**してください(提出先:事業所の健保担当部署)。

資格喪失後に当組合の健康保険証で受診した場合は、後日当組合から医療費を請求させていただきます。不正に健康保険証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

当組合からのお知らせ

事業所統合 平成31年4月1日付

変更前	変更後
東京トヨペット株式会社	→
ネットトヨタ東京株式会社	→
トヨタ東京カローラ株式会社	→ トヨタモビリティ東京株式会社
東京トヨタ自動車株式会社	→
トヨタ東京販売ホールディングス株式会社	→

事業所編入 平成31年3月1日付

株式会社センチュリーサービス

組合会議員の交代 敬称略

事業所名	氏名
トヨタファイナンス株式会社	戸田 和秀